

2025年度

事業計画書

2025年4月 1日から

2026年3月31日まで

2025年度 事業計画書

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

2025年度において、次の事業を実施する。

I. 私的録音録画補償金の徴収、分配等に関する事業

1. 私的録音補償金の額の決定、徴収及びその分配、その他私的録音補償金を受ける権利行使を実施する。

(1) 補償金の受領（前年度下半期出荷分及び当年度上半期出荷分）

受領見込額：6,000,000円（税込）

【内訳】 2024年度下半期出荷分として 3,300,000円（2025年9月受領）
2025年度上半期出荷分として 2,700,000円（2026年3月受領）

(2) 補償金の分配 2024年度上半期出荷分（2025年3月受領、5月分配）
2024年度下半期出荷分（2025年9月受領、11月分配）

分配見込額：4,224,000円（税込）

【内訳】 2024年度上半期出荷分補償金額	3,300,000円
2024年度下半期出荷分補償金額	3,300,000円
当年度徴収見込補償金計	<u>6,600,000円</u>
(-) 管理手数料	1,320,000円
(-) 共通目的事業対象基金額	1,056,000円
(+) 前年度法人会計収支差額予測額	0円
分配見込額	<u>4,224,000円</u>

(3) 補償金の返還請求があった場合における審査及び返還

2. 私的録画補償金の額の決定、徴収及びその分配、その他私的録画補償金を受ける権利行使を実施する。

(1) 補償金の受領

(2) 補償金の分配

(3) 補償金の返還請求があった場合における審査及び返還

II. 共通目的事業

1. 録音補償金に係る共通目的基金から支出する事業

当年度共通目的事業対象基金^(*)1,056,000円に前年度繰越分見込額 20,841,606円

を加えた 21,897,606 円を共通目的事業基金総額とし、共通目的事業のうち自主事業^(*)2)のみを 2,250,000 円(税込)で実施する。なお、次年度繰越分は 19,647,606 円となる見込みである。

(*)1) 当年度共通目的事業対象基金・・・当年度徴収見込補償金から管理手数料を
控除後の 20%

(*)2) 第一種助成事業および第二種助成事業・・・事業休止中

(1) 著作権制度に関する教育及び普及啓発、又はこれらの事業に対する助成

①自主事業・・・1事業：予算額 2,250,000 円(税込)

ア. 教育現場におけるアプローチ

前年度(令和6年度)まで、冊子「教師のための著作権講座」及び冊子「生徒のための著作権教室」を児童・生徒及び教育関係者に配布することにより、著作権に関する基礎的な知識を提供し著作権の大切さを享受してもらうことを目的として事業を実施してきたが、当年度からは一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)との共催事業「教師、生徒向け著作権ウェブコンテンツ及び冊子の制作事業」として実施する。

2. 録画補償金に係る共通目的基金から支出する事業

(1) 著作権制度に関する教育及び普及啓発

(2) 著作権制度に関する国際協力

(3) 著作権制度に関する調査研究

(4) 著作物の創作の振興及び普及に資する事業

(5) デジタル録画に係る技術的制限に関する調査研究

Ⅲ. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(1) 補償金制度等の国民への周知のための広報に関する事業の検討

以上